四　高機能グループ呼出受信機を備える船舶局（第四十二条第三号の⑶に該当するものを除く。）	［略］
Ｇ一Ｄ電波一、五三〇ＭＨｚから一、五四五ＭＨｚまでの五ｋＨｚ間隔又はＱ七Ｗ電波一、六二一・三九五八三三ＭＨｚから一、六二五・九七九一六七ＭＨｚまでの四一・六六七ｋＨｚ間隔の周波数のうち、高機能グループ呼出しの回線設定を行うための周波数	

［３・４　略］

（遭難信号の前置）

第八十二条の三　遭難している船舶又は航空機の捜索及び救助に関する通信においては、施行規則第三十六条の二第一項に定める方法により行うもの並びに第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条第九項（第八十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十二条第一項に規定するものを除き、次に掲げる遭難信号を前置しなければならない。

一　狭帯域直接印刷電信装置及びインマルサット人工衛星局又は一、六二一・三五ＭＨｚから一、六二六・五ＭＨｚまでの周波数の電波を使用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継による直接印刷電信装置により送信する「ＭＡＹＤＡＹ」

［二　略］

（航空局等の聴守電波）

第百四十六条　法第七十条の四の規定による航空局の聴守電波の型式は、Ａ二Ｅ又はＪ二Ｅとし、その周波数は、別に告示する。

［２～４　略］

５　法第七十条の四の規定による航空機地球局の聴守電波の型式は、Ｇ一Ｄ、Ｇ七Ｄ、Ｇ七Ｗ、Ｄ七Ｗ又はＱ七Ｗとし、その周波数は、別に告示する。

備考　表中［　］の記載は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第四条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

四　インマルサット高機能グループ呼出受信機を備える船舶局（第四十二条第三号の⑶に該当するものを除く。）	［同上］
Ｇ一Ｄ電波一、五三〇ＭＨｚから一、五四五ＭＨｚまでの五ｋＨｚ間隔の周波数のうち、インマルサット高機能グループ呼出しの回線設定を行うための周波数	

［３・４　同上］

（遭難信号の前置）

第八十二条の三　［同上］

一　狭帯域直接印刷電信装置及びインマルサット人工衛星局の中継による直接印刷電信装置により送信する「ＭＡＹＤＡＹ」

［二　同上］

（航空局等の聴守電波）

第百四十六条　［同上］

［２～４　同上］

５　法第七十条の四の規定による航空機地球局の聴守電波の型式は、Ｇ一Ｄ、Ｇ七Ｄ、Ｇ七Ｗ又はＤ七Ｗとし、その周波数は、別に告示する。